

## 郡山市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定

[政策開発部雇用政策課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の就業機会確保と社会参加を促進し、高齢者の生きがいと地域社会の活性化を図ることを目的とする郡山市高齢者就業機会確保事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、公益社団法人郡山市シルバー人材センターに対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第 2 条 補助金の交付対象は高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定める補助対象経費及びその他の交付対象事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、国交付要綱に定める補助対象基準額の 10 分の 5 以内で予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第 4 条第 3 号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類とは、役員名簿とする。

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から 2 か月以内又は事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、規則第 14 条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第 15 条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。